

平成 29 年度

子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を改定します

鞍手町では、国の実施する幼児教育の段階的無償化の推進施策に従い、保育所等を利用する場合の利用者負担額の軽減措置を実施します。今回の軽減措置は、市町村民税非課税世帯の人の第2子について無料とし、ひとり親世帯等であって市町村民税所得割額 77,101 円未満の人の第1子の利用者負担額を軽減しています（下表網掛け部分）。軽減措置に該当する人には、利用者負担額の変更通知を送付します。

※子ども・子育て支援制度へ移行した幼稚園等に通う場合の利用者負担額についても、軽減措置を実施していますが、平成 29 年 5 月 1 日現在、鞍手町で対象となる人はいません。



■保育所等（2号・3号認定）利用者負担額表

（単位：円）

階層区分	定義		月額利用者負担額						
			3歳未満		3歳		4歳以上		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0	0	0	
第2	当該年度（※1）の市町村民税非課税世帯（※2）	ひとり親世帯等（※3）	0	0	0	0	0	0	
		上記以外	8,100	8,100	5,400	5,400	5,400	5,400	
第3	48,600円未満	ひとり親世帯等（※3）	8,100	8,100	5,400	5,400	5,400	5,400	
			0	0	0	0	0	0	
		上記以外	17,500	17,300	14,800	14,600	14,800	14,600	
			8,750	8,650	7,400	7,300	7,400	7,300	
第4	当該年度（※1）の市町村民税課税世帯であって、その所得割額（※4）が次の区分に該当するもの	48,600円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等（※3）	8,100	8,100	5,400	5,400	5,400	5,400
				0	0	0	0	0	0
		上記以外	27,000	26,600	24,300	23,900	24,300	23,900	
			13,500	13,300	12,150	11,950	12,150	11,950	
		77,101円以上 97,000円未満	27,000	26,600	24,300	23,900	24,300	23,900	
			13,500	13,300	12,150	11,950	12,150	11,950	
第5	97,000円以上 169,000円未満	40,000	39,500	37,300	36,800	32,700	32,100		
		20,000	19,750	18,650	18,400	16,350	16,050		
第6	169,000円以上 301,000円未満	54,900	54,000	38,200	37,600	32,700	32,100		
		27,450	27,000	19,100	18,800	16,350	16,050		
第7	301,000円以上 397,000円未満	72,000	70,900	38,200	37,600	32,700	32,100		
		36,000	35,450	19,100	18,800	16,350	16,050		
第8	397,000円以上	93,600	92,100	38,200	37,600	32,700	32,100		
		46,800	46,050	19,100	18,800	16,350	16,050		

◎表中の年齢は、平成 29 年 4 月 1 日時点の年齢を指します。

◎標準時間・短時間の区分については、先に通知している支給認定通知書の保育の事由及び必要量の欄を参照してください。

◎月額利用者負担額の下段は、第2子の利用者負担額です。第3子以降は無料です。なお、多子算定の方法は以下のとおりです。
[多子算定方法]

- ①所得割額が 57,700 円以上（ひとり親世帯等は 77,101 円以上）の人…小学校就学前で保育所、幼稚園等を利用している子どもが算定対象
- ②所得割額が 57,700 円未満（ひとり親世帯等は 77,101 円未満）の人…上記①に加えて、生計を一にする子ども等（年齢不問）も算定対象

※1：表中の当該年度とは、4月から8月までは前年度を、9月から翌年3月までは現年度を指します。

※2：市町村民税非課税世帯とは、市町村民税の均等割・所得割ともに非課税の世帯をいいます。

※3：ひとり親世帯等とは、母子世帯、父子世帯、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉の各手帳の交付を受けた人及び特別児童扶養手当の支給対象児を有する世帯をいいます。

※4：市町村民税の所得割額とは、住宅借入金等特別控除、外国税額控除などの税額控除（調整控除を除く）を控除する前の金額です。実際に課税された市町村民税の所得割額と異なる場合があります。

●問い合わせ 鞍手町役場福祉人権課児童人権係 ☎ 0949-42-2111（内線 241・242）まで

平成29年10月から

月額最高 2 万円、最長 3 年間分の家賃を補助します！

新婚世帯・子育て世帯家賃補助制度

鞍手町では、新婚世帯・子育て世帯の定住を応援する制度をスタートします。

対象となるのは、平成 29 年 10 月 1 日以降に、鞍手町内の民間賃貸住宅にお住まいの新婚世帯・子育て世帯の人で、家賃の一部（月額最高 2 万円）を最長 36 か月（3 年間）最大で 72 万円補助します。

新婚世帯家賃補助金



子育て世帯家賃補助金



対象世帯

- 以下の①から④のすべてに該当すること
- ①申請時において夫婦の合計年齢が 75 歳未満の新婚夫婦（再婚でも対象となります）
 - ②平成 29 年 10 月 1 日以降に婚姻届が受理された夫婦（婚姻届が鞍手町以外の市町村で受理された場合を含みます）
 - ③鞍手町内に居住している夫婦（転入した人も含みます）
 - ④婚姻の届出の日から 6 か月以内の申請であること

- 以下の①から④のすべてに該当すること
- ①平成 29 年 10 月 1 日以降に鞍手町に転入した人^(注1)
 - ②就学前のお子さんを扶養し同居している人（2 親等以内）
 - ③転入前の 3 年間で鞍手町外の住民であること
 - ④転入日から 6 か月以内の申請であること
- (注1) 平成 29 年 10 月 1 日以前から鞍手町内に居住している人でも、平成 29 年 10 月 1 日以降に生まれたお子さんを扶養し同居する場合は対象となります。この場合は、お子さんの誕生日から 6 か月以内の申請が必要で、③④の要件は不要です。

対象住宅

- 鞍手町内にある民間賃貸住宅
(公営住宅、社宅や寮、3 親等以内の親族が所有する賃貸住宅等は補助対象外)
- 月額家賃が 27,000 円以上
(共益費、管理費、駐車場使用料等は含みません)



共通要件

- 以下のすべてに該当すること
- ・鞍手町の住民基本台帳に記録されていること
 - ・生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による住宅扶助、その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
 - ・世帯員全員が、町税等（各種使用料及び手数料並びに各種資金の返還金等を含む）の滞納をしていないこと
 - ・家賃を滞納していないこと
 - ・世帯員全員が、鞍手町暴力団等追放推進条例（平成 21 年鞍手町条例第 15 号）第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する暴力団員並びに暴力団関係者でないこと

問い合わせ

鞍手町役場地域振興課まちづくり係 ☎ 0949-42-2111（内線 342）